

令和4年度 市有地の売却に係る一般競争入札に関する質問に対する回答  
＜物件別QA＞

※ 回答は、入札案内書と一体のものとして、入札案内書と同等の効力を有するものとします。

更新日：令和5年1月27日（金）

Q1（4号物件について）

C画地及びE画地に存する雨水管の取扱いについては、どこに問い合わせればよいですか。

A1 以下の担当部署にお問合せください。

担当部署 都市計画局住宅室住宅政策課

電話番号 075-222-3666

Q2（5号物件について）

南東側道路のアスファルト舗装が近年整備された様子でしたが、本物件への上下水道引込管敷設のための掘削許可はいただけるのでしょうか。

A2 掘削に当たっては許可申請が必要となりますので、当該道路を管理している以下の担当部署に御相談ください。

担当部署 都市計画局住宅室住宅管理課

電話番号 075-222-3631

Q3（5号物件について）

地番10-54について、道路形状に整備する必要がありますか。また、その際の負担は、京都市側と落札者側のどちらになりますか。

A3 活用計画の内容にもよりますが、地番10-54を含め、道路の隅切り部分については、落札者負担での整備が必要となる場合があります。詳細については、以下の担当部署に御相談ください。

担当部署 都市計画局開発指導課

電話番号 075-222-3558

Q4（5号物件について）

既存側溝から境界線が敷地内にありましたが、側溝の再構築は市側土地部分を含めて落札者が構築することになりますか。また、構築する場合、形状（L・U・その他）に指定はありますか。

A4 計画内容にもよりますが、側溝の再構築については、落札者負担での整備が必要となる場合があります。詳細については、以下の担当部署に御相談ください。

担当部署 都市計画局開発指導課

電話番号 075-222-3558

Q5（5号物件について）

地番10-3と隣地の地番10との間に越境はありませんか。

A5 敷地北側隣接地（地番：10）から、トタン屋根等が部分的に越境している可能性があります。事業の実施に当たっては、必要に応じて隣接者と協議してください。

Q 6 (5号物件について)

残存している家屋以外の取壊し済みの区画に上下水道の引込管が残存していることはありますか。また、残存している場合、配管位置図はありますか。

A 6 敷地内の引込管については、建物除却工事の際に撤去しております。

なお、入札案内書P29「留意事項」に記載のとおり、市営住宅建設前は山林及び畑であり、これまでの使用に係る地下埋設物が存する可能性は低いと考えていますが、物理探査及び試掘調査を実施しておらず、入札案件の地下埋設物の存在を否定するものではありません。

Q 7 (5号物件について)

開発行為に該当すると思われませんが、道路幅員確保の指導はありますか。指導がある場合、セットバックはどの部分でどれくらい必要になりますか。

A 7 開発行為に該当するかどうかは計画内容によりますが、計画内容によっては、道路幅員確保が必要になる場合があります。

開発許可取得の要否や具体的な指導内容など、開発行為に係る詳細については、以下の担当部署に御相談ください。

担当部署 都市計画局開発指導課

電話番号 075-222-3558

Q 8 (5号物件について)

川端通からの出入り(人・車)を希望する場合、歩道の切り下げについての制限等がありますか

A 8 計画内容に応じて、必要最低限の切り下げができますので、当該道路を管理している以下の担当部署に御相談ください。

担当部署 建設局土木管理部左京土木事務所

電話番号 075-791-9134

Q 9 (5号物件について)

歩道部分のバス停への配慮は必須ですか。また、具体的にどのような配慮をすればよいですか。

A 9 可能な範囲での配慮をお願いする趣旨であり、落札者に負担等を義務付けるものではありませんが、具体的な配慮の内容としては、可能な範囲でのフェンスのセットバック、バス停の利用や周辺の通行に支障をきたさない植栽計画等を想定しています。

Q10 (7号物件について)

各棟の木杭の径及び長さは分かりますか。

A10 木杭の径及び長さについては不明です。位置及び本数については、工事設計図を保存した電子媒体(DVD)を貸し出していますので、入札案内書P4を御覧ください。

Q11（7号物件について）

地元自治会、隣接者からの要望や主張等があれば、情報を開示してください。

A11 内容を開示しますので、以下の担当部署にお問合せください。

担当部署 都市計画局住宅室住宅政策課

電話番号 075-222-3666

Q12（7号物件について）

道路後退は必要ですか。必要な場合は寸法を教えてください。。

A12 計画内容にもよりますが、道路後退が必要になる場合があります。詳細については、以下の担当部署に御相談ください。

担当部署 都市計画局開発指導課

電話番号 075-222-3558